

東京都再犯防止推進協議会設置要綱

	令和元年	1月15日	31都安総都第657号
改正	令和4年	3月25日	3都安総都第842号
改正	令和4年	4月1日	4生安都第31号
改正	令和4年	8月22日	4生安都第412号
改正	令和5年	3月24日	4生安都第765号
改正	令和5年	7月21日	5生安都第397号

(目的)

第1 東京都再犯防止推進計画（令和元年7月31日付31都安総都第363号。以下「計画」という。）に基づき、都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等が、当面する課題への対応等について包括的に協議することを目的として、東京都再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること
- (2) 再犯防止の推進に向けた情報交換
- (3) 再犯防止のための支援策等に関する検討
- (4) その他、計画の実施に関すること

(組織)

第3 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 協議会に会長をおく。会長は、東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(実務者会議)

第4 協議会に、実務者会議を置く。

- 2 実務者会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(招集等)

第5 協議会及び実務者会議（以下「協議会等」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて協議会等に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第6 協議会等の会議並びに会議録及び会議に係る資料は公開する。ただし、会長は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる不開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

2 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

(事務局)

第7 協議会等の事務局は、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課とする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 7月 1日から施行する

別表

会長	東京都 生活文化スポーツ局 生活安全担当局長
委員	東京都 生活文化スポーツ局 治安対策担当部長
委員	東京都 総務局 人権部長
委員	東京都 住宅政策本部 住宅政策担当部長
委員	東京都 福祉局 政策推進担当部長
委員	東京都 保健医療局 政策推進担当部長
委員	東京都 産業労働局 雇用就業部長
委員	東京都 教育庁 教育政策担当部長
委員	警視庁 総務部 企画課長
委員	東京地方検察庁 総務部付検事
委員	法務省 東京矯正管区 第一部 次長
委員	法務省 東京保護観察所長
委員	厚生労働省 東京労働局 職業安定部長
委員	中野区 地域支えあい推進部長
委員	八王子市 生活安全部長
委員	瑞穂町 福祉部長
委員	東京都保護司会連合会 会長
委員	東京更生保護女性連盟 会長
委員	東京更生保護施設連盟 会長
委員	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
委員	弁護士
委員	東京都町会連合会
委員	被害者当事者
委員	学識経験者